

【山形大学大学院社会文化創造研究科】

*満たすべき水準

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、社会文化創造研究科では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) これからの社会と文化の創造を担うために必要な多様な人々との関わりを通じて豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度など、これからの社会を支え、文化を継承・発展させる高度専門職業人として、学びに向かう力を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 人文・社会科学と芸術・スポーツ科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を習得し、現代社会における多様な諸課題の解決のために活用していく能力を有している。
- (2) 個々の専門的知識と技能の深化に加え、他の分野との連携の重要性を理解し、細分化された知を総合的な観点から俯瞰する視野を有している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 人文・社会科学と芸術・スポーツ科学の専門的視野から、社会の急速な変化を理解し、現代社会が抱える課題の多様性を把握した上で、課題解決に向けて行動することができる。
- (2) 文化的多様性を深く理解し、世界的な視野からの多文化理解を基盤に文化の維持・発展に貢献する強い意志を有している。

—社会文化システムコース—

山形大学大学院社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、社会文化システムコースでは、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) 社会の国際化に対応すべく、専門領域において他者と積極的に意見を交換することができる多彩なコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 自らの研究成果を社会一般に発信する能力を獲得し、現代の知識基盤社会を多様に支える専門的職業人としての高い意識を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 社会科学及び人文科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と考え方を習得し、それらを現代社会が抱える多様な諸問題の解決のために活用・応用していく能力を有している。
- (2) 自らの主張を広く展開するためには、関連領域との連携や巨視・微視的視点を使い分ける複眼的な考察が必要であることを十分に理解している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 人間生活の多様性を時空間に囚われることなく把握したうえで、社会科学及び人文科学の専門的視点から今日的課題を抽出することができる能力を身に付けている。
- (2) 人間の活動によって育まれた文化の多様性を十分に理解し、それらの維持、醸成のために自ら行動しようとする意識を有している。

－臨床心理学コース－

山形大学大学院社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、臨床心理学コースでは、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) 人々の心の健康の保持増進に貢献すべく、人間の行動や社会の多様性を尊重し、適切な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 社会の変化を的確に捉え、人々の心の健康を支える専門的職業人（臨床心理士、公認心理師等）として必要な資質・能力を身に付け、不斷に探求する態度を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 臨床心理学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を修得し、現代社会の諸課題の解決や新しい価値の創造に活用する能力を有している。
 - (2) 高度専門職業人として、研究・実践における異分野連携の重要性を認識し、複眼的で俯瞰的な視野を有している。
- 3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力
 - (1) 現代社会の急速な変化と多様性を的確に捉え、専門的視座に立ち、人々の心の健康の保持増進や豊かな共生社会実現のために行動することができる。
 - (2) 世界的な視野からの多文化理解を基盤に、人間活動の文化的背景を深く理解し、文化の尊重・創造に貢献する強い意志を有している。

－芸術・スポーツ科学コース－

山形大学大学院社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、芸術・スポーツ科学コースでは、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) 新たな文化や価値を創造するために、多様な人々との関わりを通じて豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 人々の健康や文化的活動を支え、新たな価値の創造に貢献する高度専門職業人として、人間の多様性を理解して協働し、不斷に探求する態度を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 芸術・スポーツ科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を有し、現代社会の課題解決のために活用する能力を有している。
- (2) 専門的知識や技能の深化に加え、研究・実践における異分野連携の重要性を認識し、複眼的で俯瞰的な視野を有している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 現代社会の急速な変化と多様性を的確に捉え、人々の文化的活動の充実や健康の保持増進に貢献し、豊かな共生社会実現のために行動することができる。
- (2) 世界的な視野からの多文化理解を基盤に、芸術やスポーツの新たな価値を探究・発信し、文化の尊重・創造に貢献する強い意志を有している。

*項目

－社会文化システムコース－

学位論文の審査は、審査過程において、下記の①から④までのすべての審査基準を満たしていると判断されたものを合格とする。

- ① 内規に原則として沿っており、学術論文として適切な形式を踏まえていること。
- ② 文化現象や社会現象の今日的な課題に取り組み、社会に貢献する意義が明確であること。
- ③ 新しい知見が得られていること。
- ④ 論文及び特定の課題についての研究成果の内容の構成及び評価については、以下のとおりとする。

○論文

- (1) 論文の題名が適切であること。
- (2) 研究背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 目的に沿った研究方法であること。
- (4) 分析方法が妥当であること。
- (5) 結果及び考察の導き方が妥当であること。
- (6) 目的に沿った結論がだされていること。
- (7) 文献が適切に用いられていること。
- (8) 図表・資料が適切に表示されていること。
- (9) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

○特定の課題についての研究成果

審査基準は学位論文の審査基準に則る。社会人としてのキャリアが選択した課題に反映されているか、社会や文化の課題について分析や解決策が示されているかも審査対象とする。

－臨床心理学コース－

学位論文の審査は、審査過程において、下記の①から④までのすべての審査基準を満たしていると判断されたものを合格とする。

- ① 内規に原則として沿っており、学術論文として適切な形式を踏まえていること。
- ② 臨床心理学分野における今日的な課題に取り組み、文化の発展や社会に貢献する意義が明確であること。
- ③ 新しい知見や創造的な成果が得られていること。
- ④ 論文の内容の構成及び評価については、以下のとおりとする。

○論文：臨床心理学コース

- (1) 論文の題名が学位論文として適切であること。
- (2) 研究の背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 研究目的に沿った研究方法をとり、結果及び考察の導き方が適切であること。
- (4) 論文全体が、目的から結論に至るまで適切な論理構成となっていること。
- (5) 文献が適切に用いられていること。

- (6) 図表、資料が適切に表示されていること。
- (7) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

－芸術・スポーツ科学コース－

学位論文の審査は、審査過程において、下記の①から④までのすべての審査基準を満たしていると判断されたものを合格とする。

- ① 内規に原則として沿っており、学術論文又は特定の課題についての研究成果として適切な形式を踏まえていること。
- ② 芸術・芸術文化振興、又は体育・スポーツ科学やスポーツ文化振興の今日的な課題に取り組み、文化の発展や社会に貢献する意義が明確であること。
- ③ 新しい知見や創造的な成果が得られていること。
- ④ 論文及び特定の課題についての研究成果の内容の構成及び評価については、以下のとおりとする。

○論文：音楽芸術プログラム、造形芸術プログラム、スポーツ科学プログラム

- (1) 論文の題名が学位論文として適切であること。
- (2) 研究の背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 研究目的に沿った研究方法をとり、結果及び考察の導き方が適切であること。
- (4) 論文全体が、目的から結論に至るまで適切な論理構成となっていること。
- (5) 文献が適切に用いられていること。
- (6) 図表、資料が適切に表示されていること。
- (7) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

○特定の課題についての研究成果：音楽芸術プログラム

- (1) 領域ごとの研究内容及び評価
 - i) 音楽学、音楽教育領域においては、論文を基準とする。評価については、研究の内容によっては論文と演奏を組み合わせてもよい。その場合、双方の研究成果を基に総合的に評価する。
 - ii) 声楽、器楽領域においては、以下の別表に沿ってプログラミングを行い、演奏全体について芸術性と音楽性を評価する。
 - iii) 作曲領域においては、以下の別表に沿ってプログラミングを行い、作品及びその演奏について芸術性と音楽性を評価する。
- (2) 研究成果については、所定の形式を踏まえた要旨を作成し提出すること。

○特定の課題についての研究成果：造形芸術プログラム

造形領域の制作や活動において

- (1) 動機及び意図（コンセプト）が明確であること。
- (2) 対象領域の現況に関する調査及び分析を踏まえた内容であること。
- (3) 材料や技法、方法の選択や運用が適切であること。
- (4) 今後の展開や発展を期待し得るものであること。
- (5) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

なお、研究の内容によっては制作・活動と論文を組み合わせてもよい。その場合、双方の研究成果を基に総合的に評価する。

別表

<p>【音楽芸術プログラム】</p> <p>音楽芸術プログラムにおいては、修了演奏と、それに基づく特定の課題についての研究の成果について総合的に審査を行う。</p> <p>◇演奏（声楽）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の3つの区分の中から任意に選択し、30分程度の演奏をする。なお複数の区分に渡って選択しても良い。 <ul style="list-style-type: none"> ①オペラ作品の独唱曲（コンサートアリアを含む） ②宗教的独唱曲（オラトリオ、ミサ曲、カンタータなど） ③歌曲（日本歌曲、イタリア歌曲、ドイツ歌曲、フランス歌曲、ロシア歌曲など） ・プログラムノートを作成し、提出すること。 <p>◇演奏（器楽）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の3つの区分の中から任意に選択し、30分程度の演奏をする。なお複数の区分に渡って選択しても良い。 <ul style="list-style-type: none"> ①室内楽作品 ②協奏曲全楽章またはソナタ全楽章 ③ソナタ全楽章に準ずる作品や連作等 ・プログラムノートを作成し、提出すること。 <p>◇作品（作曲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の編成の中から任意に選択し、4曲以上の作品を創作する。ただし、大規模な楽曲を創作した場合等の作品数はこの限りではない。 【管弦楽曲、吹奏楽曲、室内楽曲、オペラ（オペレッタ）、合唱曲、歌曲、独奏曲】 ・創作した作品のうち1曲以上を修了演奏会において発表する（30分程度以内）。 ・プログラムノートを作成し、提出すること。 	<p>【造形芸術プログラム】</p> <p>造形芸術プログラムにおいては、修了制作と、それに基づく特定の課題についての研究の成果について総合的に審査を行う。修了制作については、学部の卒業作品に比べ、作品の質を上回るものとする。修了制作及び特定の課題についての研究の成果については、以下の評価項目により審査を行う。</p> <p>「特定の課題についての研究の成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制作の動機及び制作意図（コンセプト） ・制作分野の現況に関する調査及び分析 ・制作における材料及び技法の解説 ・制作の成果と今後の展開（将来展望） <p>修了制作の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面・立体作品においては、制作サイズや素材については特に限定せず、作品2点以上 ・上記に該当しない作品表現については、これ相応に準ずること。
--	---

* 審査委員の体制

(山形大学学位規程)

第11条 研究科長は、山形大学学位規則第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

* 審査の方法

- (1) 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の実施は、「山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規」(以下「内規」という。)に基づき、2月末日(9月修了予定者については、8月末日)までに、実施する。
- (2) 最終試験は学位論文の主査1名及び副査2名が、当該学位論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行う。
- (3) 成績の評価は、合格又は不合格とする。